AFP 認定研修と AFP 資格認定について

【AFP 認定研修とは】

２級ファイナンシャル・プランニング技能検定（以下、２級 FP 技能検定）の受検資格の一つに「AFP 認定研修の修了」があります。AFP 認定研修とは、日本 FP 協会が定める FP 教育プログラムに則って日本 FP 協会認定の教育機関が実施するもので、FP の基礎から金融、保険、不動産などの各分野の知識とその応用実践技術である「提案書の作成」までを修得（合計68単位以上）します。

【AFP 資格認定と2級 FP 技能士】

２級 FP 技能検定の学科及び実技両試験合格で取得できるのは、２級 FP 技能士資格のみとなります。AFP 資格を取得するためには、日本 FP 協会所定の手続きを行い、AFP 認定者としての登録が必要となります。AFP 認定者登録には AFP 認定研修を修了していることが要件のひとつとなりますので、現在、AFP 認定研修を受講中または未受講の場合は、AFP 認定研修修了後に登録手続きが可能となります。

AFP 資格認定を受けるには下記の４つの要件が必要です。

1．日本 FP 協会認定の教育機関が実施する AFP 認定研修を受講・修了すること
2．所定の試験（２級ファイナンシャル・プランニング技能検定）に合格すること
3．所定期限内に日本 FP 協会に登録すること
4．登録に際して、日本 FP 協会の定める会員倫理規程等の諸規程を順守することに同意すること

【AFP 資格認定までのパターン】

（A）AFP 認定研修の修了後、２級 FP 技能検定に合格し、日本 FP 協会へ AFP 認定者として登録

日本FP協会認定「AFP認定研修」を修了 → ２級FP技能検定に合格 → 合格後、翌々年度末まで → 日本FP協会に登録し、AFP資格を取得

AFP認定者登録までの期限：（例）2022年5月試験に合格の場合（2022年5月22日実施） → 2025年3月31日までに登録（2025年3月31日登録期限）

（B）２級 FP 技能検定に合格後、AFP 認定研修を修了し、日本 FP 協会に AFP 認定者として登録

２級FP技能検定に合格 → 日本FP協会認定「AFP認定研修」を修了 → 「AFP 認定研修」修了日の翌々年度末まで → 日本FP協会に登録し、AFP資格を取得

AFP認定者登録までの期限：（例）2022年7月に研修修了の場合 → 2025年3月31日までに登録（2025年3月31日登録期限）

【AFP 資格認定手続き等について】

(1) 資格要件
２級 FP 技能検定の**学科及び実技両試験合格と AFP 認定研修の修了**をもって、日本 FP 協会所定の手続きを行い登録を経て、AFP 資格認定されます。２級 FP 技能検定合格のみでは AFP 認定者とはなりません。

(2) 登録期限
AFP 認定者の登録期限は、２級 FP 技能検定学科及び実技両試験に合格した試験日（合格証書が発行された試験の試験日）、または AFP 認定研修修了日のいずれか遅い日の翌々年度末です。現在 AFP 認定研修を受講中・未受講の方は、AFP 認定研修を受講される認定教育機関へ、受講開始時または受講中に、合格証書記載の合格番号を報告することで AFP 認定研修修了後、日本 FP 協会から AFP 登録書類等が送付されます（または、ご自身で日本 FP 協会へ AFP 登録書類をご請求ください）。

(3) AFP 登録の内容
受検申請時に AFP 登録書類等の送付を希望された方には、AFP 登録書類等を送付いたします（登録受付期間内に登録手続きを行わなかった場合は、AFP 認定者登録権利が失効になり再認定審査等が必要となります）。
AFP 認定者登録申請の際は、日本 FP 協会に、生年月日・自宅住所・勤務先・保有資格などの登録と、住民票など公的証明書類提出の必要があります。

(4) 資格認定証等
AFP 認定者には、「AFP 認定証」が交付されます。

(5) 継続教育
AFP 認定者は、資格を更新するために２年毎に日本 FP 協会が別に定める15単位の継続教育単位取得が必要です。

(6) 入会金・年会費（学生割引制度あり）
AFP 認定者としての登録には、日本 FP 協会への入会金10,000円と年会費12,000円の支払いが必要となります。

(7) 認定拒否
次のいずれかに該当する者は、AFP 認定者として登録することができません。
① 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第２条２号所定の本人であって同法第４条１項の規定により任意後見監督人が選任されている者、のいずれかに該当する者
② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
③ 破産者で復権を得ない者
④ 過去に会費未納等により日本 FP 協会の会員としての資格を喪失した者
⑤ 過去に日本 FP 協会から除名処分を受けている者
⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者、及びこれらの者の関係者のいずれかに該当する者
⑦ 上記⑥の者に将来にわたっても該当しないことを宣誓しない者
⑧ 日本 FP 協会理事会において著しく不適切と認められた者

AFP（アフィリエイテッド ファイナンシャル プランナー）とは

AFFILIATED FINANCIAL PLANNER

AFP 資格は、
日本 FP 協会独自の国内資格。
継続教育によって
つねに知識と技術の向上に励む
信頼できる FP の証です。
AFP 資格を第一歩として
CFP® 資格の取得も可能です。

日本 FP 協会独自の国内ライセンス。FP として必要かつ十分な基礎知識をもち、顧客のニーズに応じて適切なアドバイスや提案書を作成できる FP 技能習得者に与えられます。AFP 認定者は、継続教育によって常に知識と技術をブラッシュアップできる環境にあります。これによって資格認定者のクオリティが向上し、ひいては顧客のプラスにもなっていること、同時にライセンス自体の信頼性と評価を高めていることも、AFP 資格の大きな特徴です。
また、CFP® 資格審査試験全 6 課目合格後、CFP® 認定に必要な要件を満たすことで、国際認定プログラムである CFP® 資格を取得することも可能になります。

AFP 資格（Affiliated Financial Planner）

1．顧客に対してファイナンシャル･プランニングを行うための基本的なインタビュー技術、提案書の作成技術、プラン実行援助のための諸知識を有している。
2．顧客に対してファイナンシャル･プランニングを行うための、ライフプラン、金融、証券、保険、年金、ローン、不動産、税金等の幅広い基礎知識を有している。
3．顧客を指導､支援する上で､ファイナンシャル･プランナーとして必要な経済、法律、税務の一般知識を有している。
4．ファイナンシャル・プランナーとして､顧客の利益を最大限に守る厳しい職業的倫理観を有している。
5．社会的職業人にふさわしい教養、知識を有している。

日本 FP 協会の概要

**日本ファイナンシャル・
プランナーズ協会は、
特定非営利活動法人（NPO 法人）。
日本の社会状況にあった
ファイナンシャル・プランニングの
確立のため、力を尽くしています。**

①目　　的
1．広く一般市民に向けてファイナンシャル･プランニングの啓発と普及を図る
2．ファイナンシャル･プランニングの担い手(専門家)であるファイナンシャル･プランナーを養成する

②事業内容
1．ファイナンシャル･プランニングに関する知識の啓発と普及
2．ファイナンシャル･プランニングに関する調査、研究及び情報の提供
3．ファイナンシャル･プランニングに関する書籍の発行
4．国内外のファイナンシャル・プランニング関係機関との交流
5．ファイナンシャル･プランナーの教育と資格認定試験の実施

【会員倫理規程】

第 1 条　会員は、順法精神に基づき、顧客の最善の利益を追求しなければならない。
第 2 条　会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。
第 3 条　会員は、利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。
第 4 条　会員は、ファイナンシャル・プランニングについて常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない。
第 5 条　会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務上知り得た顧客の秘密を守り、節度のある行動をとらなければならない。
第 6 条　会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務に誇りと責任をもち、専門家としての業務を誠実に提供しなければならない。
第 7 条　会員は、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。
第 8 条　会員は、自己が協会の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。
第 9 条　会員は、自己の業務について協会が責任をもつような印象を顧客に与えてはならず､自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。
第10条　会員は、協会若しくは他の会員の信用を傷つけ、又は協会若しくは他の会員の不名誉となるような行為をしてはならない。
第11条　会員は、協会が定めた費用等の負担金を協会に支払わなければならない。
第12条　会員は、資格・認可が必要とされる業務については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない。
第13条　会員は、本規程その他の協会の規程・細則等を誠実に順守し、協会の発展及び他の会員との協調に努めなければならない。

特定非営利活動法人(NPO法人)
日本ファイナンシャル･プランナーズ協会

〒105-0001　東京都港区虎ノ門4-1-28　虎ノ門タワーズオフィス5F
TEL　03-5403-9890（代表9700）　URL　https://www.jafp.or.jp/

CFP®、CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサーティファイドファイナンシャルプランナー® は、米国外においては Financial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で､FPSB とのライセンス契約の下に､日本国内においては NPO 法人日本 FP 協会が商標の使用を認めています。
AFP、AFP、AFFILIATED FINANCIAL PLANNER、およびアフィリエイテッドファイナンシャルプランナーは、NPO 法人日本 FP 協会の登録商標です。